

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

上尾市長 畠 山 稔

#### 上尾市規則第 4 5 号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成 2 8 年上尾市規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表部長の項第 1 号中「1, 0 0 0 万円」を「3, 0 0 0 万円」に改め、同項第 2 号を削り、同項第 3 号(1)から(6)までの規定中「1, 0 0 0 万円」を「3, 0 0 0 万円」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号を同項第 3 号に改め、同表各次長の項を次のように改める。

各次長	報酬、給料、職員手当等、旅費、需用費（修繕料を除く。）、役務費及び扶助費以外の歳出科目について、1 件 1 0 0 万円以上 5 0 0 万円未満（需用費（修繕料に限る。）、工事請負費及び原材料費にあっては 1 件 2 0 0 万円を超え 5 0 0 万円未満）の支出負担行為をすること。
-----	--

第 1 条の表各課長、図書館長、教育センター所長及び中学校給食共同調理場所長の項第 1 号中「及び支出命令」及び「いずれも」を削り、同項第 4 号中「第 1 号に規定する歳出科目以外の歳出科目について、1 件 1, 0 0 0 万円未満の」を削り、同表新しい学校づくり推進室長の項第 1 号中「及び支出命令」を削り、同項第 4 号中「第 1 号に規定する歳出科目以外の歳出科目について、1 件 1, 0 0 0 万円未満の」を削る。

第 2 条の表局長の項第 1 号中「1, 0 0 0 万円」を「3, 0 0 0 万円」に改め、同項第 2 号を削り、同項第 3 号(1)から(6)までの規定中「1, 0 0 0 万円」を「3, 0 0 0 万円」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号を同項第 3 号に改め、同表次長の項第 1 号中「及び支出命令」を削り、同項第 4 号中「第 1 号に規定する歳出科目以外の歳出科目について、1 件 1, 0 0 0 万円未満の」を削る。

第3条中「に職員に」を「の職員に」に改め、同条の表局長の項第1号中「及び役務費」を「、役務費及び扶助費」に、「1,000万円」を「3,000万円」に改め、同項第2項を削り、同項第3号(1)から(6)までの規定中「1,000万円」を「3,000万円」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号に改め、同表次長の項を次のように改める。

<p>次長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 報酬、給料、職員手当等、議員期末手当、共済費（議員共済費に限る。）、旅費、需用費（修繕料を除く。）、役務費及び扶助費について、支出負担行為をすること。</li> <li>2 前号に規定する歳出科目以外の歳出科目について、1件500万円未満の支出負担行為をすること。</li> <li>3 支出命令をすること。</li> <li>4 次に掲げる契約に係る起工の決定、指名競争入札の参加者の指名及び見積り依頼先を決定すること。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 設計価格の金額が1件200万円以下の工事又は製造の請負</li> <li>(2) 設計価格の金額が1件150万円以下の財産の買入れ</li> <li>(3) 設計価格の金額が1件80万円以下の物件の借入れ</li> <li>(4) 設計価格の金額が1件30万円以下の物件の貸付け</li> <li>(5) 設計価格の金額が1件100万円以下の設計調査、測量及び役務業務委託</li> <li>(6) 設計価格の金額が1件100万円以下のその他の契約（上尾市事務専決規程別表第1の5の項第1号（カを除く。）に該当するもの、同規程別表第2行政経営部の表施設課の項第2号及</li> </ol> </li> </ol>
-----------	--

び都市整備部の表建設管理課・道路河川課共通の項第4号に該当するもの並びに同規程別表第3の3の項第2号(6)を除く。)に該当するものを除く。)

5 次に掲げる契約に係る予定価格等を決定すること。

(1) 設計価格の金額が1件200万円以下の工事又は製造の請負

(2) 設計価格の金額が1件150万円以下の財産(物品に限る。)の買入れ

(3) 設計価格の金額が1件80万円以下の物件の借入れ

(4) 設計価格の金額が1件30万円以下の物件の貸付け

(5) 設計価格の金額が1件100万円以下の設計調査、測量及び役務業務委託

(6) 設計価格の金額が1件100万円以下のその他の契約(上尾市事務専決規程別表第1の5の項第2号(カを除く。)に該当するもの、同規程別表第2行政経営部の表施設課の項第3号から第5号まで、総務部の表契約検査課の項第3号(5)を除く。)並びに都市整備部の表建設管理課・道路河川課共通の項第5号及び第6号に該当するもの、同規程別表第3の3の項第3号(6)を除く。)に該当するもの並びに財産の買入れ及び公有財産の売払いに係るものを除く。)

6 請負価格200万円以下の各種工事検査をすること。

第3条の表各課長の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に委員会等及び議会事務局長等に補助執行させる事務について適用し、同日前に委員会等及び議会事務局長等に補助執行させた事務については、なお従前の例による。